

資料編

1. 参考資料

| | |
|------------------|-----|
| 1) 指標種の生息に必要な環境等 | 92 |
| 2) レッドデータブック | 94 |
| 3) 用語解説 | 96 |
| 4) 関係例規 | 101 |

2. 戦略策定の経緯等

| | |
|------------------------|-----|
| 1) 狛江市生物多様性地域戦略の策定体制 | 109 |
| 2) 戦略の策定経緯 | 109 |
| 3) 各会議の委員等名簿 | 111 |
| 4) 市民意見の反映 | 113 |
| (1) パブリックコメント及び市民説明会 | 113 |
| (2) 狛江の自然と生きものフォーラム | 114 |
| (3) 狛江市生物多様性地域戦略シンポジウム | 115 |
| 5) 基礎情報の収集 | 116 |
| (1) 自然環境調査 | 116 |
| (2) 生物多様性に係る市民アンケート | 118 |

1. 参考資料

1) 指標種 (p45-48) の生息に必要な環境等

表1 指標種の生息に必要な環境等① (哺乳類・鳥類)

| 種名 | 生息に必要な環境等 |
|-----------------------|---|
| ホンドイタチ (都・準絶滅危惧) | 主に水辺付近の草地に生息し、ネズミ、魚、カエル等を主食とし植物の実等も食べる。行動圏が2~5haと広いとため、水辺周辺だけでなく、周辺の樹林地及びその間の移動経路が保全される必要がある。 |
| ホンドタヌキ | 雑食で河川敷等の水辺や樹林地、草地等を含む広い生活圏を持つ夜行性の哺乳類。多様な自然の保全、交通事故のリスクも含めた移動経路への留意が必要。農作物に被害を与える可能性もあるため農地周辺で確認された場合は注意が必要。 |
| アブラコウモリ | 夜行性で飛翔中の昆虫や水生昆虫等を食べる。人里に生息し、人家のない山間部等には生息しない。住宅の屋根裏や雨戸の戸袋等人家の隙間を昼間の隠れ家や越冬場所とすることが多い。採餌環境となる川、池、草地等が必要。 |
| ツミ (都・絶滅危惧ⅠA類) | スズメ等の小鳥を主食とし、アカマツ等針葉樹を好んで営巣する小型の猛禽類*。社寺林や屋敷林等、餌となる小鳥が多く生息し、高さ18m程の営巣に適した針葉樹を含む樹林地の保全が必要。 |
| チョウゲンボウ (都・絶滅危惧Ⅱ類) | ネズミや小型鳥類、カエル等を食べる小型の猛禽類。本来は崖地に営巣するが、都市部では橋梁等人工物を利用。開けた草丈の低い場所を採食地として好むため、河川周辺の草地や畑地環境の保全が必要。 |
| カワセミ (都・準絶滅危惧) | 小魚、エビ類・カエル類等を食べ、土の崖に営巣する。繁殖期には川沿いに0.5~1km程の縄張りをはるため、餌動物の生息する一定の広さの水辺環境と営巣する崖やその代替となる環境の保全が必要。 |
| ヒバリ (都・絶滅危惧Ⅱ類) | 草のある河川敷や農耕地等に生息し、植物の種子や昆虫類等を食べる。農地や草丈の低い草地の保全が必要。 |
| オオヨシキリ (都・絶滅危惧Ⅱ類) | 河川敷等のヨシ原に生息し、昆虫等を食べる夏鳥。まとまった広さのヨシ原の保全が必要。 |
| モズ (都・絶滅危惧Ⅱ類) | 昆虫、甲殻類、両生類、小型爬虫類等を食べる動物食。開けた林縁、農耕地、河畔林(河川敷の樹林)等に生息。営巣には低木のある茂ったヤブが必要。 |
| ツバメ | 空中を飛ぶ昆虫を食べ、天敵から守られやすい人の往来のある建物の軒下等を好んで営巣する。営巣可能な建物のほか、虫が多く採餌環境となる池、草原、川、農耕地等を必要とする。糞が落ちるため営巣が嫌われる場合があり、人間側の受け入れ態勢も必要。 |

<凡例> 絶滅危惧ⅠA類：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

絶滅危惧Ⅱ類：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの

準絶滅危惧：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息・生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの

(※カテゴリー区分は戦略策定時のもの。カテゴリー区分の詳細はp94-95参照)

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

表2 指標種の生息に必要な環境等②(爬虫類・両生類・昆虫類・水生動物)

| 種名 | 生息に必要な環境等 |
|-------------------------|---|
| ヒガシニホントカゲ (都・絶滅危惧Ⅱ類) | 地表や地中にすむ昆虫やクモ、甲殻類等を食べ、石垣の隙間や石の下、地中で休み、日当たりの良い石垣や土手、草地で日光浴をする。産卵場所となる石や倒木の下、土手や採餌環境となる草地の保全のほか、公園等では落葉だまり等を残す。 |
| ニホンアマガエル (都・絶滅危惧Ⅱ類) | オタマジャクシは雑食で藻や微生物を、成体は肉食性で小さな昆虫類やクモ類を食べる。樹林に囲まれた池沼、樹林が近くにある明るく開けた池等、水辺と樹林がセットで保全・創出されている環境が必要。 |
| ニホンミツバチ | 広葉樹林の大径木の樹洞に営巣し、花蜜・花粉を餌とするため、農作物の受粉に寄与する。市街地では神社や公園、街路樹等の樹木の空洞を利用して営巣することが多いこと、農薬の影響による減少が懸念されていることから、大木の保全と生態に関する地域住民の理解、農薬に頼らない公園の維持管理の検討が必要。 |
| カワラバッタ (都・絶滅危惧ⅠA類) | 日本固有種。時折かく乱されることで維持される礫河原に生息する。増水時に幼虫が逃げることでできる場所、天敵となる鳥類から隠れる草原等がセットで存在する、まとまった規模の礫河原が必要。 |
| ナナフシモドキ (ナナフシ) | 棒のように細長く、植物の枝に擬態する。日当たりの良い雑木林やその近くのやぶ、林縁の葉上、草原、下草の上等に生息する。主にカシ、コナラ、ケヤキ、エノキ、サクラ等の葉を食べるため、そうした樹木のあるまとまった緑が必要。 |
| ヒグラシ (都・準絶滅危惧) | 針葉樹林や常緑広葉樹林等の森を好み、幼虫は草や木の根から、成虫は木の幹から樹液を吸う。朝方や夕方に比較的好く鳴く。まとまった規模で、林床が踏み固められていない薄暗い森が必要。 |
| アカトンボの仲間 | 池や河川敷のたまり等の止水域で産卵する。夏を山で過ごす種や一生を水辺付近ですごす種、樹林に囲まれた水辺で過ごす種等、種によって必要とする環境や生態は異なる。いずれの種も幼虫・成虫ともに肉食で飛翔する小昆虫やクモ、他のトンボ等を食べる。餌となる昆虫が沢山生息する樹林と水辺が必要。 |
| ハグロトンボ (都・ランク外) | 水辺にヨシ等、産卵できる水生植物の生えた、水質の良いゆるやかな流れと、近くに暗い林やヤブのある場所が必要。幼虫(ヤゴ)・成虫ともに肉食で、他の昆虫類や小型動物を食べる。 |
| ドジョウ (環境省・準絶滅危惧) | 河川の中流～下流、河川敷の細流等に生息、イトミミズやエビ類、珪藻、植物の茎・根・種子等を食べる雑食。河川敷等に一時的にできる水たまりで水草等の植物や泥上に産卵する。産卵場所となる河川敷の水たまりや、成魚が冬眠する泥底の水域の保全が必要。 |

<凡例> 絶滅危惧ⅠA類：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
 絶滅危惧Ⅱ類：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの
 準絶滅危惧：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息・生育条件の変化によっては「絶滅危惧」
 として上位ランクに移行する要素を有するもの
 (※カテゴリー区分は戦略策定時のもの。カテゴリー区分の詳細は p94-95 参照)

2) レッドデータブック (p20,25-33,58,63,92-93)

(1) レッドデータブックとは

絶滅の危機にさらされている生きものの名前を掲載したリストを「レッドデータリスト (Red Data List:RDL)」、レッドデータリストに掲載した動植物の生態や現状等についてとりまとめた資料を「レッドデータブック (Red Data Book:RDB)」と言う。

環境省によるレッドデータリスト(日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)のほか、全国都道府県ごとにも「レッドデータブック」が作成されている。

(2) 東京都レッドデータブック

①地域区分

「レッドデータブック東京」(東京都)では、区部、北多摩、南多摩、西多摩、伊豆諸島、小笠原諸島の6つの地域区分ごとに種の選定・評価を行っている。

狛江市は「北多摩地域」に区分される。



(出典:「レッドデータブック東京」)

図1 種の評価に係る地域区分

②カテゴリー区分

「レッドデータブック東京」における種の評価基準は、原則として環境省版レッドリストカテゴリーに準拠している。カテゴリーとその基本概念を次表に示す。

表3 「レッドデータブック東京」の種の現状の評価基準

| カテゴリー | | 基本概念 |
|-----------|---------------|---|
| E X | 絶滅 | 当該地域において、過去に生育・生息していたことが確認されており、飼育・栽培下を含め、すでに絶滅したと考えられるもの。 |
| E W | 野生絶滅 | 当該地域において、過去に生育・生息していたことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、野生ではすでに絶滅したと考えられるもの。 |
| CR/ EN | 絶滅危惧Ⅰ類 | 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。 |
| C R | 絶滅危惧ⅠA類 | ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。 |
| E N | 絶滅危惧ⅠB類 | ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。 |
| V U | 絶滅危惧Ⅱ類 | 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。 |
| N T | 準絶滅危惧 | 現時点での絶滅危険度は小さいが、生育・生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。 |
| D D | 情報不足 | 環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性を有しているが、生育・生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていないもの。 |
| L P | 絶滅の恐れのある地域個体群 | 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。 |
| * | 留意種 | 現時点では絶滅のおそれはないと判断されるため、上記カテゴリーには該当しないものの、次の1～8の選定理由のいずれかに該当し、留意が必要と考えられるもの。 <選定理由> 1. 準絶滅危惧(NT)に準ずる (現時点では絶滅のおそれはないが、生息環境が減少していることから動向に留意する必要がある) 2. 過去の環境改変により、生息地が限定されていたり、孤立個体群がある 3. 人為的な環境配慮により個体群が維持されている 4. 外来種の影響に注意する必要がある 5. 生活史の一部又は全部で特殊な環境条件を必要としている 6. 自然の回復状況をあらわしている 7. 良好な環境の指標となる 8. タイプロカリティ(基準産地、模式産地):分類・命名に使用した基準となる標本を採集した地点 |
| ランク外 | | 当該地域で生育・生息が確認されているが、上記カテゴリーに該当しないもの。 |
| データ無し | | 当該地域において生育・生息している(していた)可能性があるが、確実な記録や情報が得られなかったもの。 |
| 非分布 | | 生態的、地史的な理由から、もともと当該地域には分布しないと考えられるもの。 但し、鳥類では、確認記録があっても当該地域が主たる生息域ではないと判断される場合 ^(※) は、非分布として扱った。 |

(※) 鳥類は、移動能力が大きいため通常の生息地域を離れて偶発的に飛来する場合がある。そのため、都内で生息記録があっても、記録回数が少なくかつ既知の生息地域から大きく外れているなど、主たる分布域ではないと判断された場合には「非分布」とした。

(出典:「レッドデータブック東京」)

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

3) 用語解説

<あ行> -----

アドプト制度 ⇒ p 77 参照

市民団体や企業等の団体が、狛江市が管理する道路や公園等の公共施設等の特定の範囲において、清掃及び美化活動を行う制度。狛江市は、ボランティア保険の加入や清掃用具等の支給等でアドプト活動を支援します。

雨水浸透施設 ⇒ p 53 参照

雨水浸透施設は、降った雨水を地中に浸透させる施設で、「雨水浸透ます」、「雨水浸透トレンチ（管）」、「透水性舗装」等があります。都市化によって減少した雨水の地下浸透を促進することにより、直接下水道や河川に流れ込む雨水の量を抑えるとともに地下水を涵養（雨水等が地下に浸透し帯水層に水が供給されること）し、平常時の河川流量の確保を図ります。



出典：東京都資料

図2 雨水浸透施設の概要

IPBES (Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services) ⇒ p 3,5 参照

2010年、愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、これ以上生物多様性が失われないようにするための具体的な行動目標として採択された「愛知目標」の達成には、生物多様性や生態系サービスの現状や変化を科学的に評価し、それを的確に政策に反映させていくことが不可欠であるため、2012年4月に、世界中の研究成果を基に政策提言を行う政府間組織として「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES)」が設立されました。

IPBESは、「科学的評価」、「能力養成」、「知見生成」、「政策立案支援」の4つの機能

を活動の柱としており、科学的な見地から効果的・効率的な取組が一層推進されることが期待されています。(出典：環境省ホームページ)

エコスタック ⇒ p 28,83 参照

倒木や木の枝、石等を積み重ね(スタック)、人工的につくった生きもののすみかとなるしかけのこと。

(写真右イメージ)



剪定枝を積み重ねた
エコスタックの例

エコトーン ⇒ p 65 参照

<か行> -----

外来種 ⇒ p 4,20-21,25-33,39,58-60,62,80,116,121 参照

もともとその地域に生息・生育していなかった種で、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。外来種には、海外から日本にもちこまれた種と、国内由来の外来種とがあります。 ⇔在来種 ⇒「特定外来生物」参照

環境保全型農業 ⇒ p 56,73 参照

グリーンインフラ ⇒ p 6,54,64 参照

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生きものの生息・生育の場の提供、防災、気候緩和、良好な景観形成、レクリエーション空間の提供等)を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。

合流式下水道 ⇒ p 53 参照

家庭排水(汚水)と雨水をあわせて「下水」と言います。汚水と雨水を1つの同じ管で集める方式が「合流式下水道」、汚水と雨水を別々の管で集める方式が「分流式下水道」です。

泊江市エコパートナーシップ制度 ⇒ p 77 参照

環境保全に関する取組を推進するため、環境保全に取り組む市民をエコパートナーとして認定する制度。

狛江市市民公益活動事業補助金（スタート・チャレンジ補助金）⇒p 77 参照

狛江市で市民公益活動を行う団体の成長・発展を図るために「先駆的な活動」や「特色ある活動」を行う団体の事業に対して財政支援を行うことを目的とする補助金。

<さ行> -----

在来種 ⇒p 4,27,31,58,59,60,62,65,67,73,89 参照

もともとその地域に生息していた生物種のこと。 ⇔外来種

CSR 活動 ⇒p 89 参照

CSR は、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）の略で、企業が自らの組織活動が社会に与える影響に責任をもち、自社の利益を追求するだけでなく、地域社会や広く社会全体に価値を提供すべきという考え方で、CSR 活動は、そのための取組を指す。具体的には、事務所のある地域の美化活動に社員が参加したり、国内外の森林を保全することによる生物多様性保全や地球温暖化防止へに寄与する取組等があります。

生態系が有する機能を生かした防災・減災（Eco-DRR : Ecosystem based Disaster Risk Reduction） ⇒p 5 参照

生態系が有する防災・減災機能を活用して災害リスクを低減させるとともに、災害後の復興における回復力を高めようという考え方。

阪神・淡路大震災の際には、緑の多い公園や住宅の樹木等が火災の焼け止まりや延焼遅延に役立ち、生け垣や街路樹が道路閉塞を防ぎ避難路を確保した例が報告されています。

生態系ネットワーク ⇒p 6, 8, 52,65,66,67,80,84,85 参照

<た行> -----

地域性系統 ⇒p 73 参照

遺伝子にある程度の共通性を有する集団のこと。同じ種の植物・動物であっても、生息・生育している地域が遠く離れている場合、遺伝子レベルでの差が大きくなり、形質や行動の差に現れるようになります。遺伝子の多様性を守るため、同じ種であっても、その動物が持つ移動能力に応じた範囲を超えるような種の移動は避ける必要があります。

ちよこつとビオトープ ⇒ p 64,70,82,84,87 参照

⇒用語「ビオトープ」参照

地下水の涵養 ⇒ p 53 参照

降雨・河川水等が地下に浸透して、帯水層（地下水を含んでいる地層）に水が補給されること。

特定外来生物 ⇒ p 21,58,62,80 参照

海外起源の外来種であって、生態系、人の命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれのある種。その飼養・栽培・保管・運搬・輸入を「外来生物法」によって規制し、防除等をはかっています。

特別緑地保全地区制度 ⇒ p 54,55 参照

都市計画区域内の緑地のうち、景観が優れている等一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地を保全するため、都市緑地法に基づき、都市計画に定める地区のこと。

<は行> -----

ビオトープ ⇒ p 64,89 参照

「地域の野生の生きものが暮らす場所」のこと。

森林や草地、河川や河原、池や湖沼、海や干潟等、地域に生息する野生の生きものが利用する、ある程度まとまった場所・空間を指します。



草はらもビオトープ
(狛江水辺の楽校付近)

<ま行> -----

猛禽類（もうきんるい） ⇒ p 21,26,47,48,92 参照

飛翔力が強く、鉤（かぎ）状の鋭いくちばしと爪をもち、昆虫類や哺乳類、鳥類、爬虫類、魚類等を捕食する肉食の鳥。主に昼間に行動するタカやハヤブサの仲間と、夜に行動するフクロウの仲間がいます。

<ら行> -----

緑化計画の手引き ⇒ p 64 参照

市内で開発や建築等を行う場合、「狛江市緑の保全に関する条例施行規則」に基づき、緑地の保全等を図るために「緑化計画」の届け出が必要となります。その「緑化計画」に盛り込む必要のある事項等を解説した資料です。

緑被率

⇒ p 18,44 参照

植物の緑によって覆われた土地の面積の割合。本計画では、「狛江市緑の現況調査」により平成 30（2018）年 5 月 21 日に撮影した航空写真から測定したデータを用いています。

<わ行> -----

ワイズユース（賢明な利用） ⇒ p 73 参照

4) 関係例規

○狛江市環境基本条例

平成9年3月31日条例第5号

前文

狛江市に住み働く私たちは、豊かな自然に恵まれ快適な住環境を生み出すため将来都市像の実現に向け発展に努めてきた。しかし、急激な都市化に伴う環境の大きな変化の中で、さらに清らかな空気、きれいな水、豊かな緑などの自然環境をそのまま将来の世代に引継いで行かなければならない。なぜならば、私たち一人ひとりが安全で健康な生活を営むことができる権利、すなわち基本的人権としての環境権を有するとともに、地球環境への負荷の低減に努める義務があるからである。

そのために私たちは、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、自然との共生が可能な土地利用のもとに、環境に配慮したリサイクル型のまちを創り出し、また、調和のとれた都市環境を築きあげていく必要がある。ここに、市、市民及び事業者が現在並びに将来にわたって果たすべき責務と役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」を創造するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出(以下「環境の保全等」という。)について、基本となる理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で豊かな環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、将来の世代にわたって維持、継承することを目的として行わなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない環境との調和のとれた社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組みと相互の協力により行わなければならない。

3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動において行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項に関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(1) 公害の防止に関すること。

- (2) 大気, 水, 土壌, 動植物等からなる自然環境の保全等に関する事。
 - (3) 野生生物の種の保存等, 生物の多様性の確保に関する事。
 - (4) 人と自然との豊かなふれあいの確保, 良好な景観の保全, 歴史的文化的遺産の保全等に関する事。
 - (5) 資源の循環的な利用, エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関する事。
 - (6) 地球温暖化の防止, オゾン層の保護, 熱帯木材の使用削減その他の地球環境の保全等に関する事。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか, 環境への負荷の低減に関する事。
- 2 市は, 事業者及び市民が環境への負荷を低減するために, 適切な措置を講ずるよう誘導するものとする。
- 3 市は, 環境の保全等を図るうえで, 市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ, 環境の保全等に関する施策に, これらの者の意見を反映するよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は, 環境の保全等について, 必要な知識を持つよう努めなければならない。

- 2 市民は, その日常生活において, 環境への負荷を低減するとともに, 公害の防止, 自然環境の適正な保全及び回復に努めなければならない。
- 3 市民は, 前2項に定めるもののほか, 市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は, 事業活動を行うに当たっては, 環境への負荷を低減するとともに, その事業活動に伴って生ずる公害を防止し, 並びに自然環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は, その事業活動に係る製品その他のものが使用され, 又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は, 前2項に定めるもののほか, その事業活動について, 市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(国, 東京都等との協力)

第7条 市は, 環境の保全等を図るため, 広域的な取組を必要とする施策について, 国, 東京都, その他の地方公共団体と協力して, その推進に努めるものとする。

(市民の申出)

第8条 市民は, 環境の保全等に関して, 市長に意見を申し出ることができる。

- 2 市長は, 前項に規定する申出があったときは, 狛江市環境保全審議会の意見を聴いて, 適切な措置を講じなければならない。
- 3 市長は, 申出の内容及び経過を市民に明らかにするものとする。

第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第9条 市長は, 環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため, 狛江市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 目標及び基本理念

(2) 施策の基本方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、狛江市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合に準用する。

(環境配慮指針)

第9条の2 市長は、環境基本計画に基づき、市、市民及び事業者が環境の保全等のために配慮すべき事項を示した指針を策定するものとする。

(環境保全実施計画)

第10条 市長は、環境の保全等に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために必要な環境保全実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

第3章 施策の推進

(施策の策定等に当たっての義務及び総合調整)

第11条 市長は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図るものとする。

2 市長は、市の環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するに当たっては、会議の設置等必要な措置を講ずるものとする。

(監視体制)

第12条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(環境影響評価)

第13条 市は、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業や計画について、環境の保全等に適切な配慮がなされるよう、その事業や計画が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境監査、管理)

第14条 市及び事業者は、自らの行為に基づく環境への負荷の低減を図るために行う環境管理について、監査（環境監査）を行うよう努めるものとする。

2 市長は、特に必要があると認めたときは、事業者に対して、環境監査の結果について報告を求める等、適切な措置を講ずるものとする。

第4章 市民参加等

(情報の収集)

第15条 市は、環境の保全に関する施策を、科学的意見に基づいて実施するため、地域環境に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、他の地方公共団体との交流及び研究機関との連携を図ることにより、環境の保全等に必要な科学的知見の収集に努めるものとする。

(情報の提供及び公開)

第 16 条 市は、地域環境の現状に関する情報、市が策定した施策等及び将来の環境の保全等に寄与する情報について、提供及び公開するよう努めるものとする。

(施策の評価)

第 17 条 市は、環境保全等に関する施策を適正に実施するため、施策の進捗状況を必要に応じて評価するものとする。

(環境学習の推進)

第 18 条 市は、市民及び事業者が環境の保全等について理解を深められるよう、学習の機会、情報の提供、学校教育等における教材の提供等に必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の推進)

第 19 条 市は、前条に定めるもののほか、市民、事業者又はこれらの者で構成する環境の保全等に関する団体による自発的な学習や活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(計画づくりへの参加)

第 20 条 市長は、次の各号に掲げる計画等を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(1) 環境基本計画

(2) 実施計画

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市民の生活及び事業者の活動に係る重要事項

2 前項の規定は、同項各号に掲げる計画等の変更について準用する。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

(公表)

第 21 条 市長は、環境基本計画に基づき実施された環境の保全等に関する施策の状況等について、狛江市環境保全審議会の意見を聴き、毎年公表しなければならない。

第 5 章 事業者の義務等

(事業者の義務)

第 22 条 事業者は、環境基本計画にそって、事業を行わなければならない。

(開発事業者等に対する要請)

第 23 条 市長は、環境に大きな影響を及ぼすおそれがあり、かつ、規則で定める事業（以下「開発事業等」という。）については、開発事業等を実施しようとする者（以下「開発事業者等」という。）に対して、あらかじめ協議するよう要請することができる。

2 市長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。

3 市長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策について、当該開発事業等に関する市民等に対し周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

- 4 市長は、前項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施に係る環境への配慮について要請することができる。
- 5 市長は、前項の規定による要請をするに当たっては、あらかじめ狛江市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、市長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等に係る環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

第6章 推進体制

(環境保全審議会)

第24条 市の環境の保全等に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するうえで必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として狛江市環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) この条例によりその権限に属された事項
 - (2) 環境の保全等についての基本的事項に関すること。
- 3 審議会は、環境の保全等に関する重要事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べるることができる。
- 4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員13人以内をもって組織する。
 - (1) 市民
 - (2) 学識経験者
 - (3) 事業者
 - (4) 環境の保全等に関する行政機関の職員
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に若干名の調査委員を置くことができる。
- 7 審議会は、原則として公開するものとする。
- 8 審議会は、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第23条、第24条の規定は、規則で定める日から施行する。

付 則（平成15年3月31日条例第14号）

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

付 則（平成25年3月29日条例第15号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（令和元年10月11日条例第25号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(目的)

第 1 条 この規則は、狛江市環境基本条例（平成 9 年条例第 5 号。以下「条例」という。）第 24 条の規定に基づき、狛江市環境保全審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 条例第 24 条第 4 項各号に掲げる審議会の組織の内訳は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 市民（公募による） | 8 人以内 |
| (2) 学識経験者 | 2 人以内 |
| (3) 事業者 | 2 人以内 |
| (4) 環境の保全等に関する行政機関の職員 | 1 人以内 |

2 前項第 1 号及び第 4 号の規定により委嘱された委員は、それぞれ市民又はその職等でなくなった場合、委員の資格を失うものとする。

(会長及び職務代理)

第 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(会議)

第 5 条 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 条例第 24 条第 8 項の規定による部会は、審議会から付託された事項について調査審議する。

2 部会は、審議会委員をもって構成する。

3 前項の規定にかかわらず、審議会会長が必要と認めるときは、検討事項に関する関係者等を部会員として加えることができる。

4 前項に規定する部会員は、審議会会長の推薦に基づき、市長が委嘱又は任命する。

5 部会員の任期は、審議会から付託された事項について審議会に報告するまでとする。

6 前各項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、第 3 条から前条までの規定を準用する。この場合において、第 3 条、第 4 条及び前条第 2 項中「会長」とあるのは「部会長」と、第 3 条第 1 項及び第 3 項並びに前条中「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境部環境政策課が担当する。

付 則

この規則は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

- 付 則（平成 15 年 3 月 31 日規則第 9 号）
この規則は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。
- 付 則（平成 16 年 11 月 11 日規則第 42 号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 付 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 15 号）
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 付 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 4 号）
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 付 則（平成 20 年 12 月 25 日規則第 51 号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 付 則（平成 23 年 4 月 13 日規則第 28 号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 付 則（平成 24 年 3 月 28 日規則第 18 号）
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 付 則（平成 25 年 4 月 5 日規則第 42 号）
この規則は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 付 則（平成 26 年 5 月 15 日規則第 26 号）
この規則は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

○狛江市環境基本計画推進本部設置要綱

平成 15 年 12 月 8 日要綱第 91 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、狛江市環境基本条例（平成 9 年条例第 5 号）第 9 条に規定する環境基本計画（以下「基本計画」という。）の総合的な推進を図ることを目的として、狛江市環境基本計画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 本部は、基本計画の総合的な推進を図るため、環境行政全般の全庁的な調整及び基本計画の進行管理を行う。

（組織）

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

2 本部長は、本部を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 会議は、部員の半数以上の出席をもって開催する。

3 会議の議事は、出席部員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 本部長は、必要に応じて部員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第 5 条 本部の庶務は、環境政策課が行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年3月30日要綱第40号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月28日要綱第9号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月28日要綱第37号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成26年5月15日要綱第88号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則（平成30年9月10日要綱第93号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

| | |
|------|---------|
| 本部長 | 副市長 |
| 副本部長 | 環境部長 |
| 部 員 | 議会事務局長 |
| 部 員 | 企画財政部長 |
| 部 員 | 総務部長 |
| 部 員 | 市民生活部長 |
| 部 員 | 福祉保健部長 |
| 部 員 | 児童青少年部長 |
| 部 員 | 都市建設部長 |
| 部 員 | 教育部長 |

2. 戦略策定の経緯等

1) 狛江市生物多様性地域戦略の策定体制

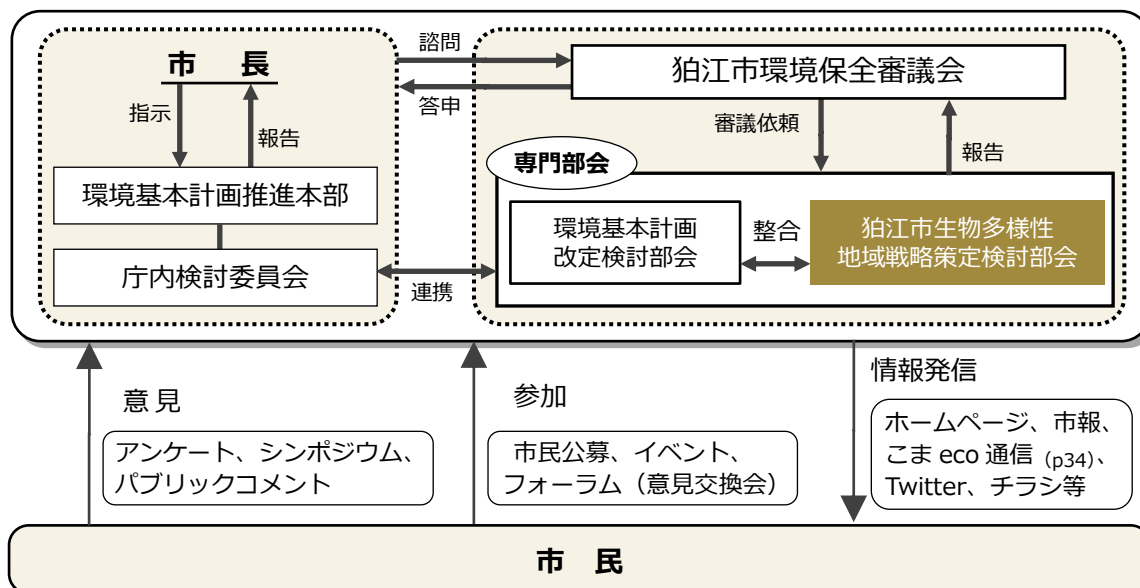


図3 戦略の検討体制

2) 戦略の策定経緯

① 狛江市環境保全審議会

| 回数 | 開催日 | 内容 |
|---------------|-------------------|---|
| 平成30年度 第1回 | 平成30年 4月20日(金) | 1. 「(仮称) 狛江市生物多様性地域戦略」の策定についての 諮問 2. 環境基本計画の改定及び生物多様性地域戦略の策定の検 討体制について |
| 第2回 | 平成30年 9月28日(金) | 1. 狛江市生物多様性地域戦略策定検討部会の部会員につい ての報告 |
| 第3回 | 平成31年 1月25日(金) | 1. (仮称) 狛江市生物多様性地域戦略の策定に向けた状況 についての報告 ① 狛江市生物多様性地域戦略モデル・プロジェクトの実施 結果について ② こまえ生きもの探検隊の実施結果について ③ (仮称) 狛江市生物多様性地域戦略の策定に係る各会議 の開催状況について ④ (仮称) 狛江市生物多様性地域戦略の策定に向けた検討 状況について |
| 第4回 | 平成31年 3月28日(木) | 1. (仮称) 狛江市生物多様性地域戦略の策定に向けた状況 について ① 生きもの調査 調査結果報告について ② 市民及び小・中学生アンケートの調査結果報告について ③ 狛江市生物多様性地域戦略策定検討部会からの中間報告 について |

| | | |
|---------------|-------------------|---|
| | | ④「(仮称) 狛江市生物多様性地域戦略」の策定に係る中間答申(案)について ⑤中間フォーラム企画(案)について |
| 平成31年度 第1回 | 令和元年 7月30日(火) | 1.(仮称) 狛江市生物多様性地域戦略の策定に向けた状況についての報告 ①「狛江市生物多様性地域戦略」の短期目標の設定(案)について ②(仮称) 狛江市生物多様性地域戦略」の施策体系(案)について ③リーディング・プロジェクト(案)について |
| 第2回 | 令和元年 9月27日(金) | 1.(仮称) 狛江市生物多様性地域戦略の策定に向けた状況について ①狛江市生物多様性地域戦略のたたき案について |
| 第3回 | 令和元年 10月16日(水) | 1.戦略(素案)について 2.パブリックコメント及び市民説明会の実施について |
| 第4回 | 令和2年 2月7日(金) | 1.シンポジウムの開催について 2.パブリックコメント及び市民説明会の実施結果について 3.戦略(案)について |

②狛江市生物多様性地域戦略策定検討部会

| 回数 | 開催日 | 内容 |
|---------------|-------------------|---|
| 平成30年度 第1回 | 平成30年 9月13日(木) | 1.(仮称) 狛江市生物多様性地域戦略策定に係る体制等について 2.狛江市内自然環境調査について 3.第1・2回モデル・プロジェクトについて 4.こまえ生きもの探検隊について 5.生物多様性に関する市民・小中学生アンケートについて |
| 第2回 | 平成30年 11月1日(木) | 1.現地視察 |
| 第3回 | 平成31年 1月22日(火) | 1.第3回モデル・プロジェクト実施結果について 2.こまえ生きもの探検隊実施結果について 3.生物多様性地域戦略と狛江市の「自然」について 4.狛江市がめざす生物多様性の目標について |
| 第4回 | 平成31年 3月6日(水) | 1.市民及び小・中学生アンケートの実施結果について 2.めざす環境像について 3.短期目標の設定について 4.基本方針について 5.中間答申について 6.中間フォーラム企画について |
| 平成31年度 第1回 | 令和元年 7月4日(木) | 1.「狛江の自然と生きものフォーラム」実施結果について 2.指標種について 3.戦略の施策体系について 4.リーディング・プロジェクトについて |
| 第2回 | 令和元年 8月26日(月) | 1.戦略の構成について 2.内容の変更等について 3.戦略の進め方について |
| 第3回 | 令和元年 10月4日(金) | 1.戦略(素案)について 2.パブリックコメント及び市民説明会の実施について |
| 第4回 | 令和2年 1月28日(火) | 1.シンポジウムの開催について 2.パブリックコメント及び市民説明会の実施結果について 3.戦略(案)について |

③ 狛江市生物多様性地域戦略策定庁内検討委員会

| 回数 | 開催日 | 内容 |
|-------------------|------------------------|---|
| 平成 30 年度 第 1 回 | 平成 30 年 9 月 11 日(火) | 1.生物多様性地域戦略策定庁内検討委員会の設置及び運営について 2. (仮称) 狛江市生物多様性地域戦略策定に係る体制等について 3. 狛江市内自然環境調査について 4. 第 1・2 回モデル・プロジェクトについて 5. こまえ生きもの探検隊について 6. 生物多様性に関する市民・小中学生アンケートについて |
| 第 2 回 | 平成 31 年 1 月 17 日(木) | 1. 策定検討部会における現地視察実施について 2. 第 3 回モデル・プロジェクトの実施結果について 3. こまえ生きもの探検隊実施結果について 4. 生物多様性地域戦略と狛江市の「自然」について 5. 狛江市がめざす生物多様性の目標について |
| 第 3 回 | 平成 31 年 3 月 19 日(火) | 1. 市民及び小・中学生アンケートの実施結果について 2. めざす環境像について 3. 短期目標の設定について 4. 基本方針について 5. 中間答申について 6. 中間フォーラム企画について |
| 平成 31 年度 第 1 回 | 令和元年 6 月 27 日(木) | 1. 「狛江の自然と生きものフォーラム」実施結果について 2. 指標種について 3. 戦略の施策体系について 4. リーディング・プロジェクトについて |
| 第 2 回 | 令和元年 8 月 20 日(火) | 1. 戦略の構成について 2. 内容の変更等について 3. 戦略の進め方について |
| 第 3 回 | 令和元年 9 月 27 日(金) | 1. 戦略（素案）について 2. パブリックコメント及び市民説明会の実施について |
| 第 4 回 | 令和 2 年 1 月 24 日(金) | 1. シンポジウムの開催について 2. パブリックコメント及び市民説明会の実施結果について 3. 戦略（案）について |

3) 各会議の委員等名簿

① 狛江市環境保全審議会

◎：会長 ○：職務代理

| 選出区分 | 氏名 | 所属等 | 備考 |
|-------|--------|--------------|------------------|
| 学識経験者 | ◎田中 充 | 法政大学社会学部教授 | |
| | ○馬場 健司 | 東京都市大学環境学部教授 | |
| 事業者 | 松村 俊孝 | 東京ガス株式会社 | 令和元年 5 月 23 日まで |
| | 桑原 一将 | 東京ガス株式会社 | 令和元年 5 月 24 日から |
| 市民 | 薄井 東子 | 公募市民 | |
| | 加古 厚志 | 公募市民 | 令和 2 年 1 月 6 日まで |
| | 杉本 一正 | 公募市民 | |

| | | | |
|-------------------|--------|------|--------------|
| | 世木 義之 | 公募市民 | |
| | 大門 ミサ子 | 公募市民 | |
| | 増田 善信 | 公募市民 | 令和2年1月6日まで |
| | 松井 美枝子 | 公募市民 | 平成30年7月31日まで |
| | 松島 正 | 公募市民 | 令和2年1月7日から |
| 環境の保全等に関する行政機関の職員 | 清水 明 | 環境部長 | |

② 狛江市生物多様性地域戦略策定検討部会

◎：部会長 ○：職務代理

| 選出区分 | 氏名 | 所属等 | 備考 |
|-------------------|--------|--------------------|----|
| 学識経験者 | ◎葉山 嘉一 | 元日本大学生物資源科学部准教授 | |
| | 馬場 健司 | 東京都市大学環境学部教授 | |
| 教育関係者 | 川崎 貴志 | 狛江市立緑野小学校長 | |
| 事業者 | 白井 真一 | 狛江市商工会 | |
| | 白井 和恵 | 狛江市観光協会 | |
| | 小川 保 | 狛江市農業委員会 | |
| 市民 | ○杉本 一正 | 野川と八ヶの森の会 | |
| | 竹本 久士 | 狛江水辺の楽校 | |
| | 篠 清治 | 狛江弁財天池特別緑地保全地区市民の会 | |
| | 由井 敏雄 | 公募市民 | |
| | 幸野 智恵 | 公募市民 | |
| 環境の保全等に関する行政機関の職員 | 植木 崇晴 | 環境部環境政策課長 | |

③ 狛江市生物多様性地域戦略策定庁内検討委員会

◎：委員長 ○：副委員長

| 職名 | 氏名 | 備考 |
|-----------|--------|--------------|
| 環境部長 | ◎清水 明 | |
| 環境政策課長 | ○植木 崇晴 | |
| 政策室長 | 田部井 則人 | |
| 地域活性課長 | 片岡 晋一 | |
| 下水道課長 | 一瀬 隆文 | |
| まちづくり推進課長 | 三宅 哲 | |
| 指導室長 | 柏原 聖子 | 平成31年3月31日まで |
| | 小嶺 大進 | 平成31年4月1日から |

4) 市民意見の反映

(1) パブリックコメント及び市民説明会

「～水と緑といのちが輝く こまえ～狛江市生物多様性地域戦略（素案）」のパブリックコメントおよび市民説明会を下記の通り実施した。

表4 パブリックコメント及び市民説明会の実施概要

| | |
|-----------|---|
| パブリックコメント | 実施期間：令和元年11月15日（金）から12月16日（月）まで 公表方法：広報こまえ（令和元年11月15日号）への掲載、市ホームページへの掲載、環境政策課窓口での閲覧 提出方法：環境政策課への書面による提出、郵便による送付、ファクシミリによる送信、電子メールによる送信、市ホームページ専用フォームによる送信 対象者：市内に住所を有する者、市内に存する学校に在学する者、市内に事務所又は事業所を有する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 提出者数：5名 意見件数：10件 |
| 市民説明会 | ■第1回 日時：令和元年11月26日（火）午後7時から 場所：狛江市防災センター402・403会議室 参加者数：1名 ■第2回 日時：令和元年11月30日（土）午後2時から 場所：狛江市防災センター301～303会議室 参加者数：7名 |

パブリックコメントでの主な意見

- ・住民が生きものと接することのできる機会を増やしていただきたい。
 - ・水質の調査をしていただきたい。
 - ・公園の一部を昆虫や野鳥のすみかとして下草刈りをせず藪を残していただきたい。
- 等

※具体的事業の提案や既に戦略に掲載している事業についての意見は、今後の環境保全実施計画の策定及び実際に施策の詳細を検討する段階において参考とする。

(2) 狛江の自然と生きものフォーラム

「狛江市生物多様性地域戦略」の策定に向けて、狛江市における自然環境の魅力や課題を市民と共有するとともに、戦略への市民意見反映を図り、市民参画による生物多様性保全の機運醸成を図るためのフォーラムを開催した。

1) 開催概要

- ・ 日時：令和元年5月11日（土）午前10時～正午
- ・ 場所：狛江市防災センター4階会議室
- ・ 参加者数：34名



2) 開催内容

■説明：「狛江市の自然環境」及び「(仮称) 狛江市生物多様性地域戦略の策定について」

戦略策定に先立って実施した市内の自然環境調査結果や、戦略策定の基本的な考え方について、説明を行った。

■ミニ講演：「鳥から見た都市の生物の多様性」

狛江市生物多様性地域戦略策定部会長である葉山嘉一氏より、まちなかで暮らす鳥の視点から見た自然や暮らしやすさや環境づくりの課題について、ご講演頂いた。

■グループワーク：狛江市生物多様性地域戦略に係る意見交換

「自然を守りつなぐ」「自然の大切さを伝える」「自然を暮らしや経済に活かす」の3つのテーマでグループに分かれて意見交換を行うグループワークを実施するとともに、各グループの意見を全体で共有した。各グループで多様な意見が出され、お互い質問をしよう等、活発な意見交換が交わされた。

<主な意見>

- ・ 自然を守ることにについて
今ある自然の保全、多摩川河川敷の清掃活動の充実、外来種*対策の推進
- ・ 自然を生み出し、つなぐことにについて
コンクリート塀やブロック塀の生け垣化、多様な種による街路樹や植栽帯の整備、生きものをよぶ庭づくりの実施とノウハウ冊子の作成
- ・ 自然を知る・学習することにについて
多摩川や野川、狛江弁財天池特別緑地保全地区等での大人向け観察会、子どもの自然体験の機会の提供、小中学校での環境教育の充実、自然に触れあえる場の整備
- ・ 自然に関する情報発信の充実について
市役所や環境部のホームページ等インターネットでの、狛江の自然情報や自然に係る市民活動についての情報発信



※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

(3) 狛江市生物多様性地域戦略シンポジウム

「狛江市生物多様性地域戦略（素案）」のお披露目と、狛江市の自然、生物多様性に対する普及、関心・理解の向上、気運の盛り上げを図るためのシンポジウムを開催した。

1) 開催概要

- 日時：令和元年 11 月 30 日（土）
午後 3 時～ 4 時 30 分
- 場所：狛江市防災センター3 階会議室
- 参加者数：48 名



2) 開催内容

■エピソードリレー・トーク

「生物多様性に関連する取組」と「生きものエピソード」の2つをテーマに、狛江市生物多様性地域戦略策定検討部会の部会長・部会員によるエピソードリレー・トークを実施した。

■私の生きもの多様性宣言

参加者全員で、狛江市の生物多様性を守るために「やろう!」「続けよう」と思う行動を「私の生きもの多様性宣言」として、それぞれ宣言を行った。「狛江市の自然の中に出かける」「自然を守る活動・イベントに参加する」「生きものや環境にやさしい商品を買う」「省エネ・省資源を心がける」「ポイ捨てはしない」等、たくさんの前向きな宣言が集まった。



■生きもの多様性クイズ

リレートークの内容等からクイズを出し、正解者の中からじゃんけんで勝ち残った方に、生物多様性や狛江市の地域づくりに関わる賞品をプレゼントし、楽しみながら生物多様性を知ってもらう機会とした。

■パネル展

市内市民団体の参加・協力のもと、会場におけるパネル展を開催した。

<パネル展参加団体> (五十音順)

狛江探鳥会
狛江弁財天池特別緑地保全地区市民の会
狛江水辺の楽校
野川ハケの森の会



5) 基礎情報の収集

(1) 自然環境調査

①調査目的

狛江市における自然環境の現状と課題、特性を把握すること、また、狛江市の特性を活かした生物多様性地域戦略の策定を図ることを目的として実施した。

②調査概要

平成 29 (2017) 年夏から平成 30 (2018) 年春にかけて、植物、鳥類、哺乳類、両生類、爬虫類、昆虫類及び水生動物（魚類、甲殻類、貝類）を対象に、市内 10 か所（図 4 参照）において、生息・生育する動植物の調査を行った。

調査結果の概要は、戦略本編 p 20～33 に示す。

表 5 調査の対象・実施時期

| 分類群 | 夏期 | 秋期 | 冬期 | 春期 |
|-----------------|----|----|----|----|
| 植物 | ● | ● | — | ● |
| 鳥類 | ● | ● | ● | ● |
| 哺乳類・両生類 ・爬虫類 | ● | ● | ● | ● |
| 昆虫類 | ● | ● | — | ● |
| 水生動物 | ● | ● | — | ● |

表 6 分類群ごとの確認種数

| 分類群 | 総数 | 希少種 | 外来種* |
|------|-----|-----|------|
| 植物 | 500 | 23 | 124 |
| 哺乳類 | 9 | 1 | 1 |
| 鳥類 | 63 | 24 | 3 |
| 両生類 | 4 | 2 | 1 |
| 爬虫類 | 8 | 6 | 1 |
| 昆虫類 | 314 | 6 | 20 |
| 水生動物 | 20 | 5 | 4 |
| 合計 | 918 | 67 | 154 |

※調査時期等：春夏秋冬に各 1 回ずつ、市内の主な自然拠点等 10 地点で実施

※東京都 RDB の地域区分において狛江市は「北多摩」地域に区分される。

※植物は、人為的に植栽されている種、園芸種も含む。

※多摩川の本流は調査対象外

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

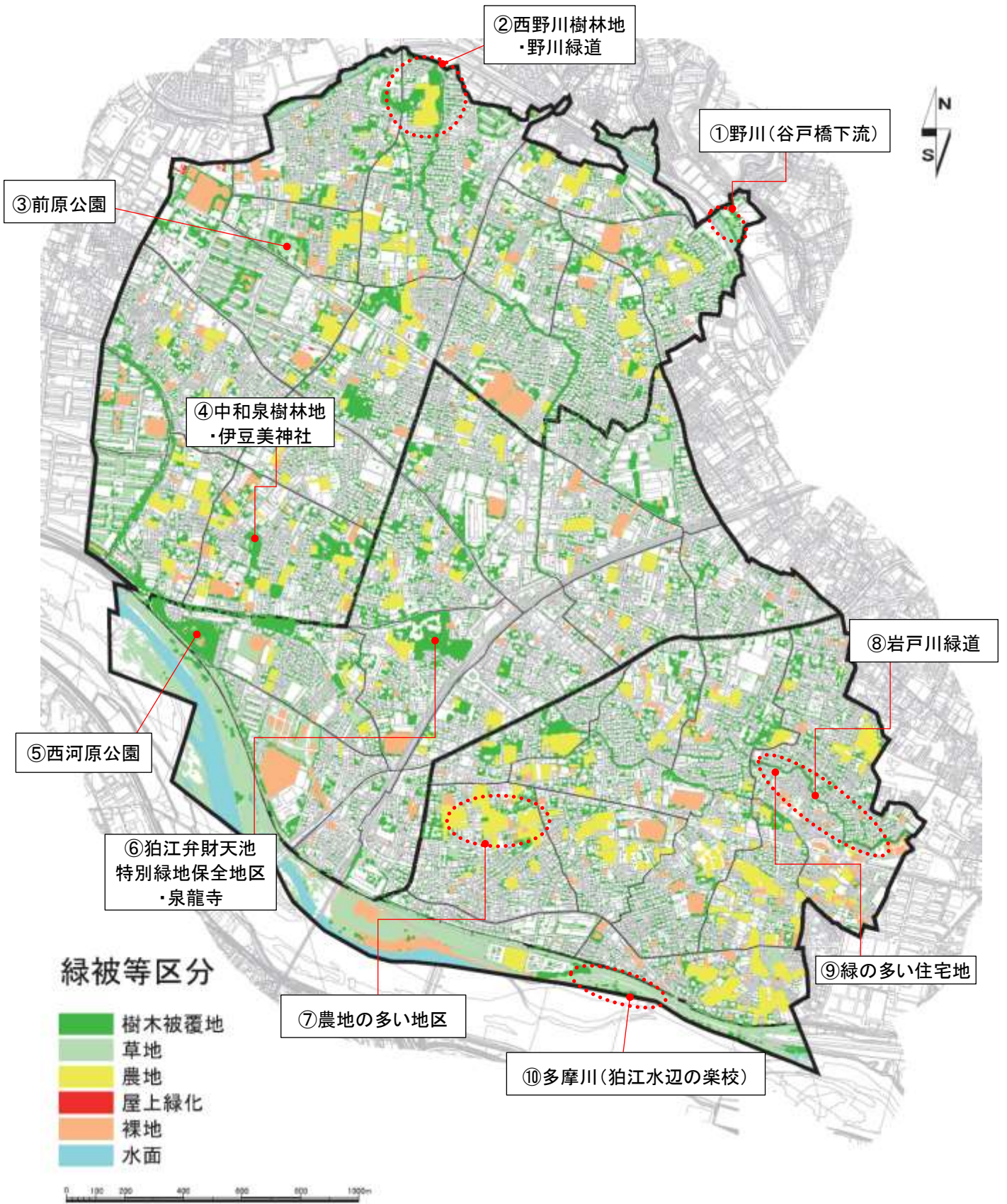


図4 調査地

(2) 生物多様性に係る市民アンケート

①調査目的

市民を対象に自然に関する考えや生物多様性の認知度等を把握し、今後の施策を検討する上での基礎的な資料として生物多様性戦略の策定に活用するとともに、調査過程を通じて市民への生物多様性に関する周知PRを行うことを目的に、アンケートを実施した。

②対象・調査方法・有効回答数等

表7 対象ごとの調査方法等

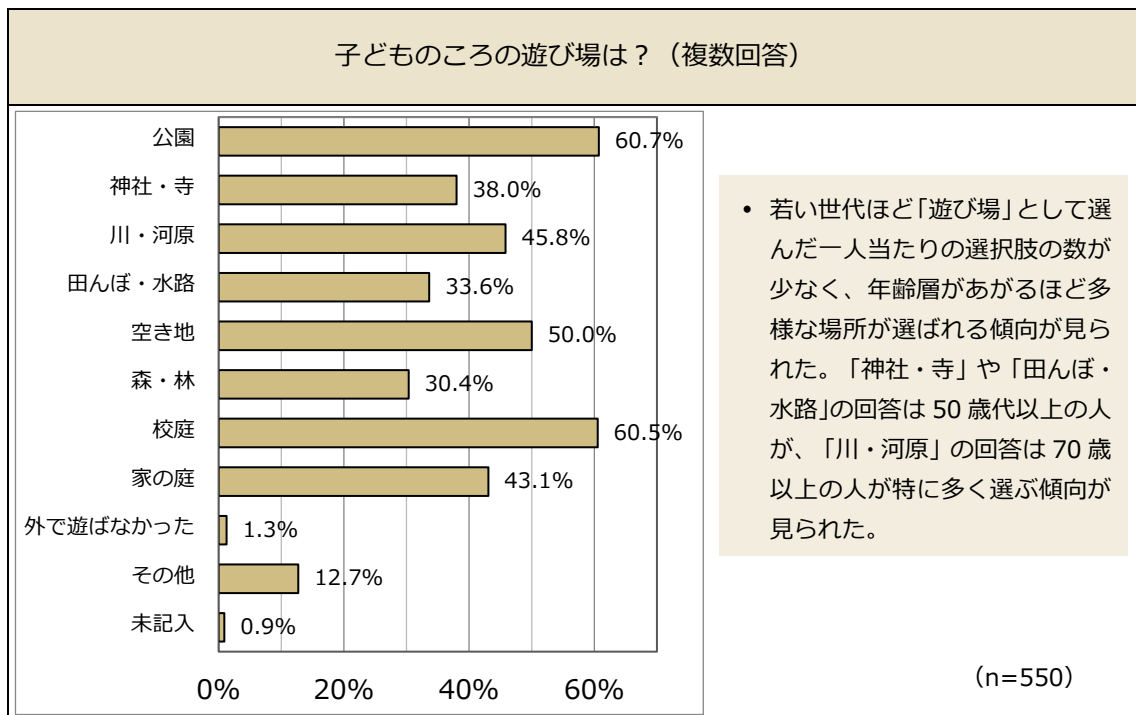
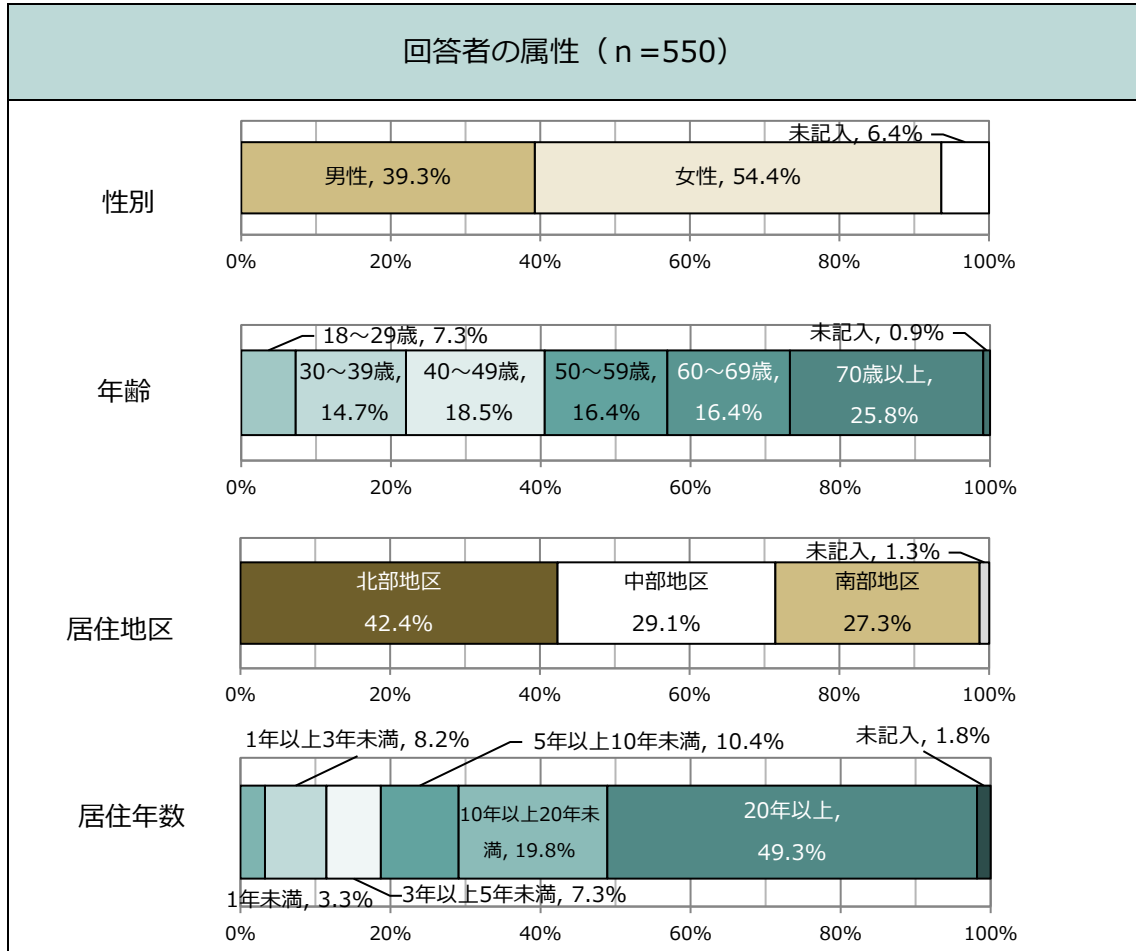
| | 市民アンケート | 小・中学生アンケート |
|------|--|--|
| 調査対象 | ①一般市民：住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民1,500名 ②市民モニター：登録者96名 ③狛江市民まつり来訪者：回収目標数100～200名 | 狛江市内に在学する小中学生 小学4年生(587人) 中学2年生(454人) |
| 調査方法 | ①郵送調査 ②電子メールによる調査 ③直接依頼による調査 | 学校協力による配付・回収 |
| 調査期間 | ①及び②平成30(2018)年11月1日(木)～11月22日(木) ③平成30(2018)年11月18日(日) | 平成30(2018)年10月26日(金)～11月22日(木) |
| 回収結果 | ①有効回収数：550件(有効回収率：36.7%) ②有効回収数：42件(有効回収率：43.8%) ③有効回収数：151件 | 小学4年生 566通(回収率96.4%) 中学2年生 405通(回収率89.2%) |

※回答結果の百分率(%)の表示は四捨五入を行っているため、比率の合計が100%にならない場合がある。

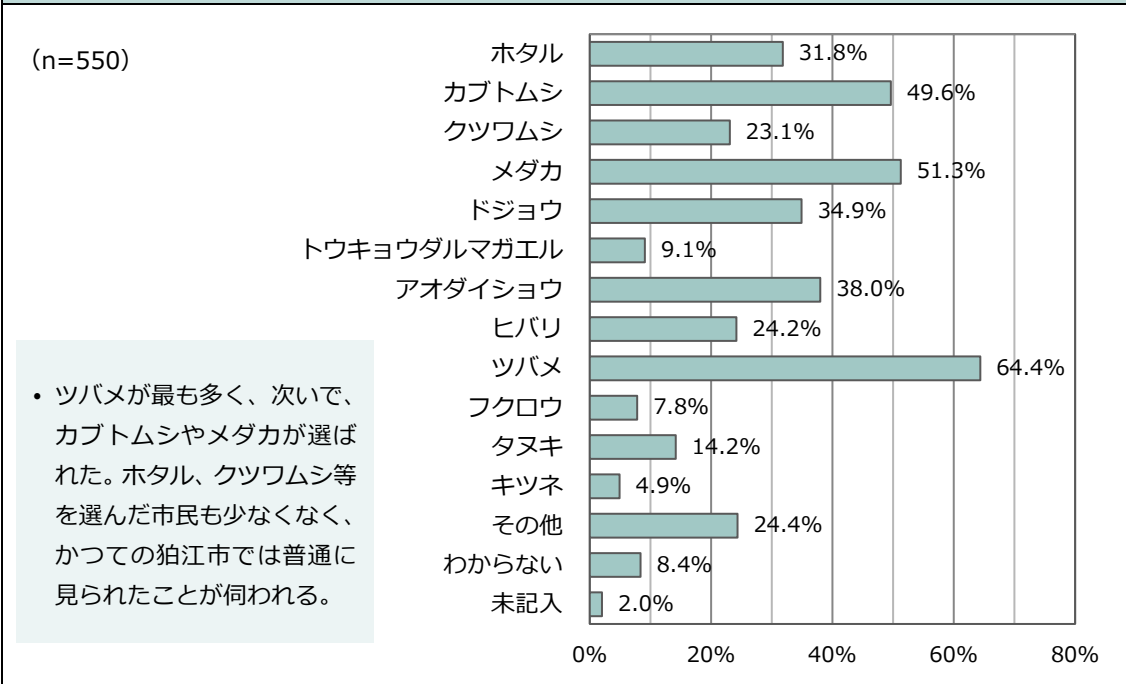
表8 地区ごとの対象地域・学校

| | | | |
|------|---|--------------------|--------------------|
| 北部地区 | 東野川1～4丁目 西野川1～4丁目 和泉本町2～4丁目 中和泉2～5丁目 西和泉1・2丁目 | 狛江第五小学校 緑野小学校 | 狛江第四中学校 |
| 中央地区 | 岩戸北1～4丁目 和泉本町1丁目 元和泉1～3丁目 東和泉1・3・4丁目 中和泉1丁目 | 狛江第一小学校 和泉小学校 | 狛江第一中学校 狛江第三中学校 |
| 南部地区 | 岩戸南1～4丁目 駒井町1～3丁目 猪方1～4丁目 東和泉2丁目 | 狛江第三小学校 狛江第六小学校 | 狛江第二中学校 |

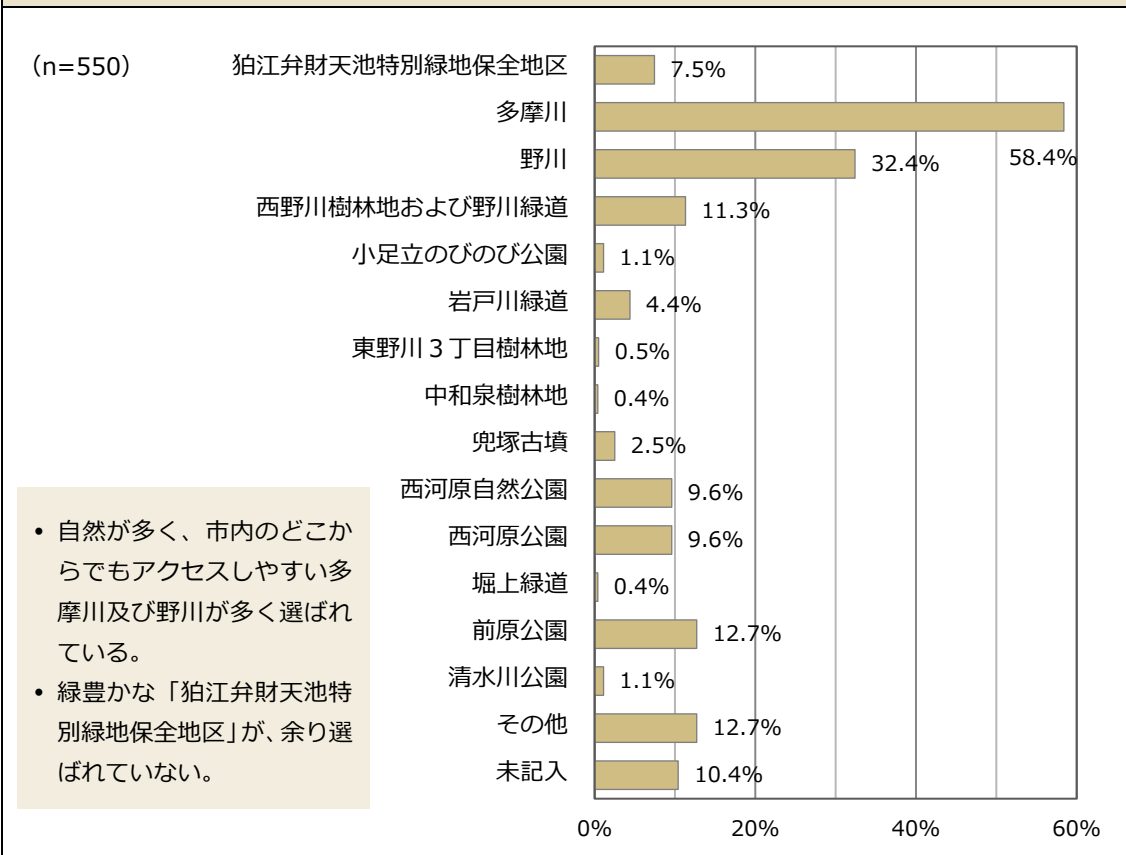
③ 市民アンケート結果<概要>



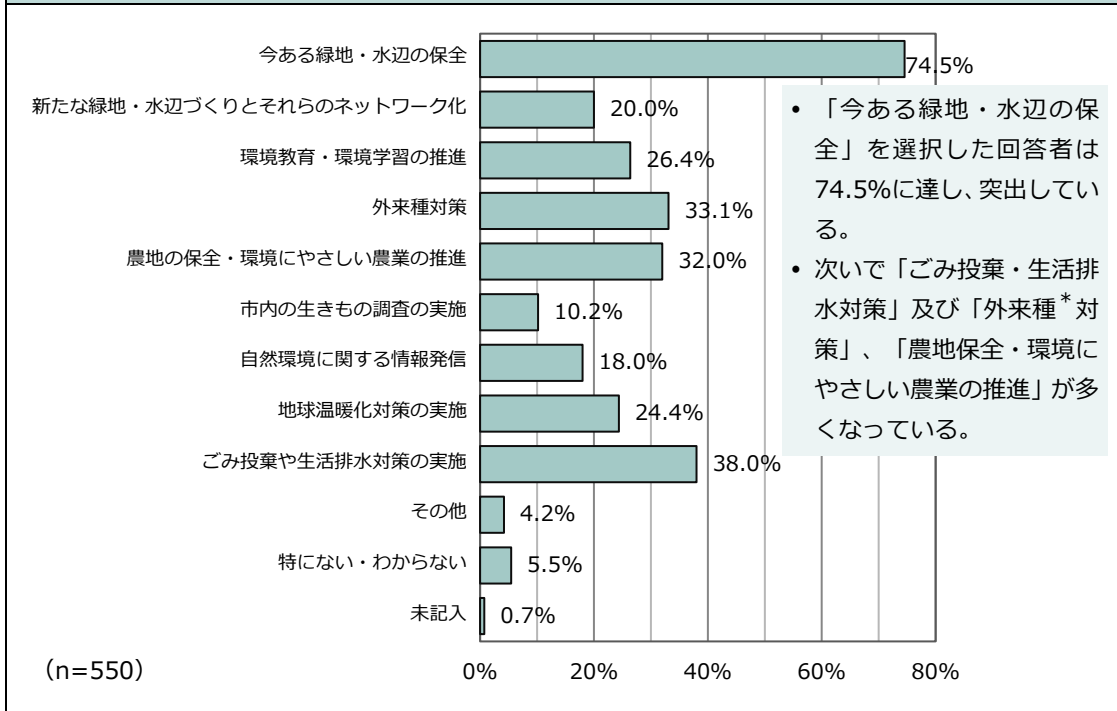
子どものころ、遊び場や家の周り、通学路にいた生きものは？（複数回答）



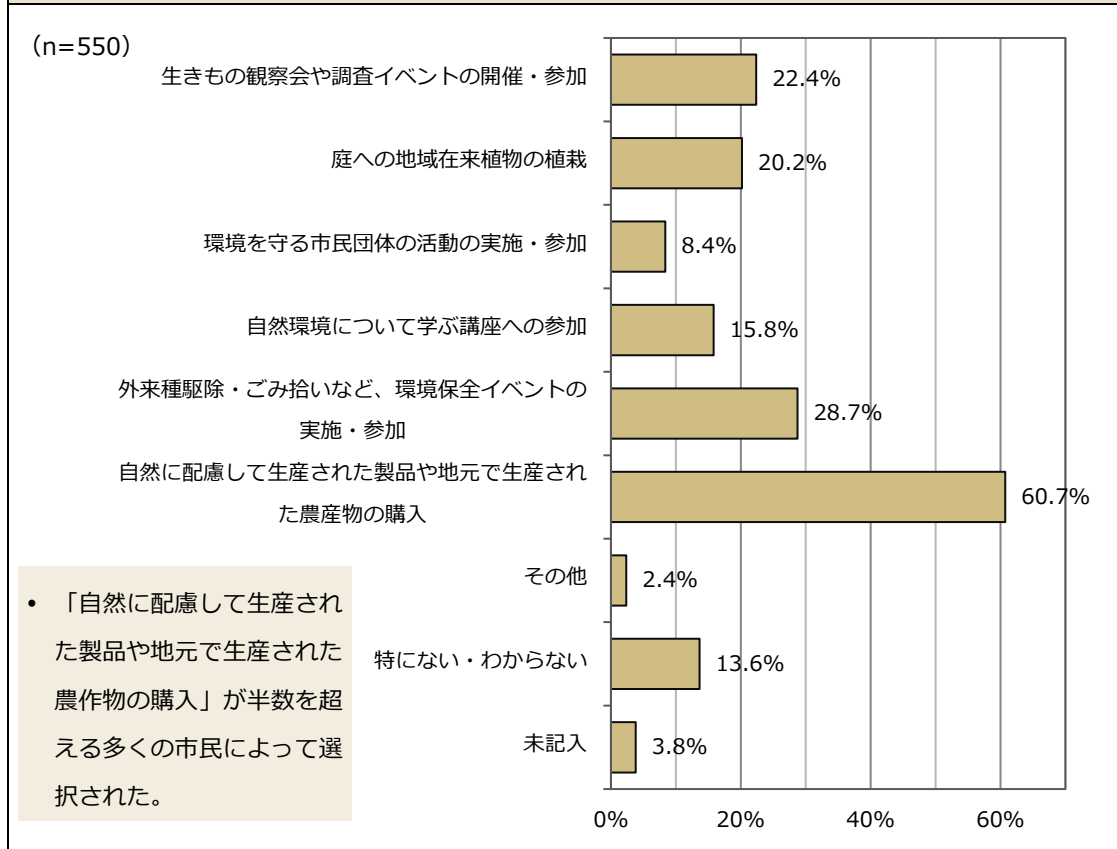
週末等に、よく出かける狛江市内の自然環境は？（複数回答）



自然環境を守り・活かすために必要な施策は？（複数回答）



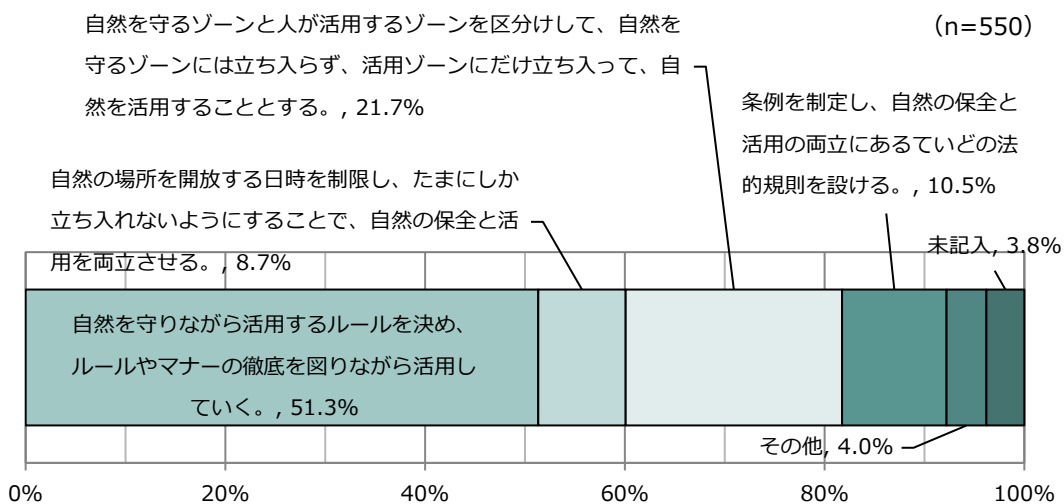
自然環境を守り・活かすために市民が参加したい・参加できる取組は？（複数回答）



※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

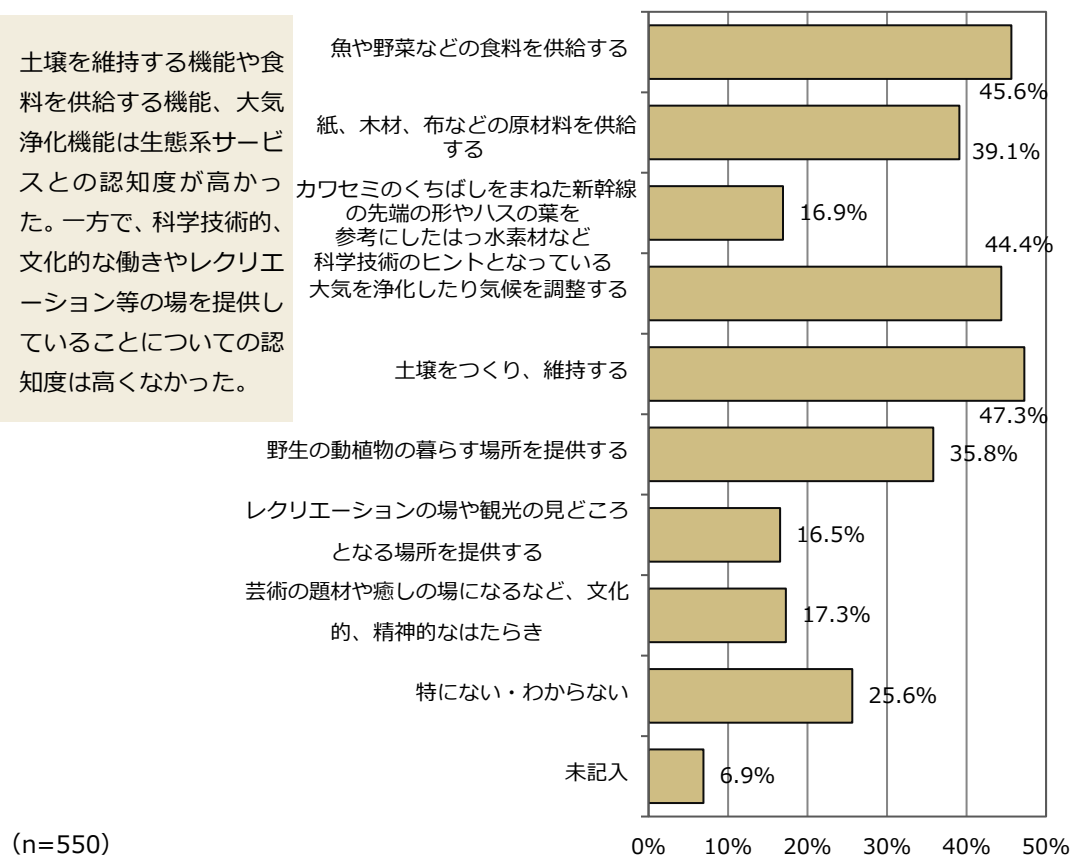
自然環境を賢く活用するために必要なことは？

- 自然を守りながら活用するルールを決め、ルールやマナーの徹底を図りながら活用することを半分以上の回答者が選択した。次いで自然を守るゾーンと活用するゾーンの区分け（ゾーニング）が多く選択された。

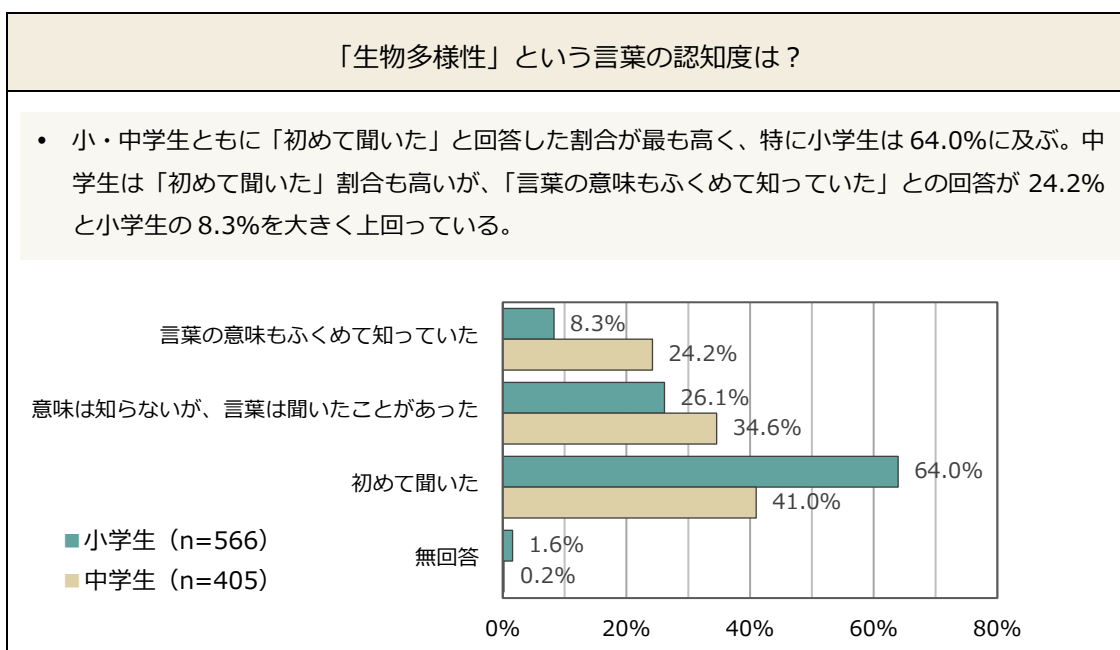
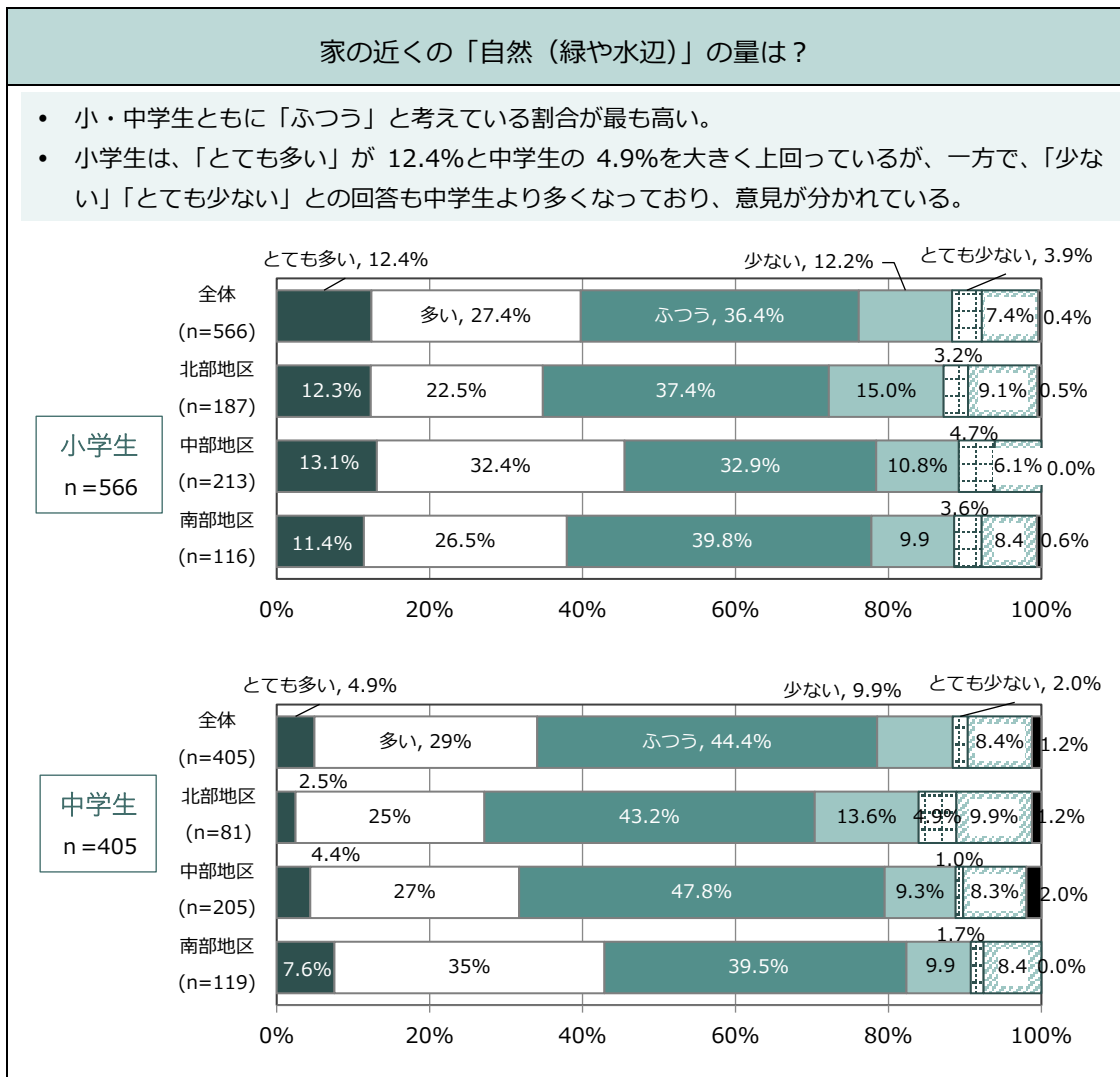


「生態系サービス」だと知っていた自然の恵み・はたらき（複数回答）

- 土壌を維持する機能や食料を供給する機能、大気浄化機能は生態系サービスとの認知度が高かった。一方で、科学技術的、文化的な働きやレクリエーション等の場を提供していることについての認知度は高くなかった。



④小・中学生アンケート結果<概要>

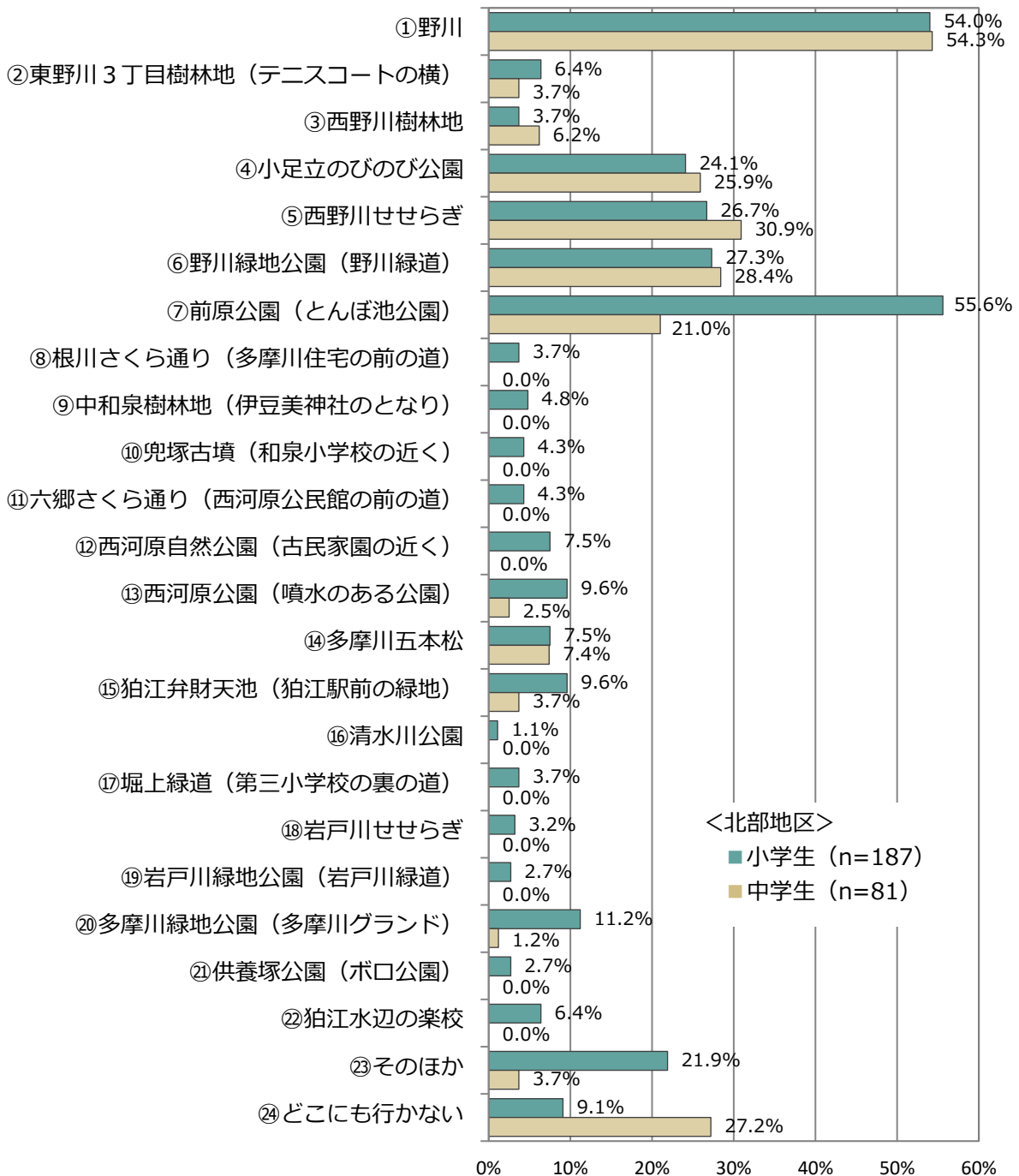


よく行く「自然のある場所」は？（複数回答）

- 地区別にみると、北部では「①野川」「⑦前原公園」、中部では「⑦前原公園」「⑬西河原公園」、南部では「⑳供養塚公園」等、それぞれの地区に近い場所がよく利用されている。
- 「どこにも行かない」との回答は、小学生で地区ごとの差がないのに対し、中学生では北部は27.2%、中部が44.9%、南部は29.4%と地区間の差が大きくなっている。

※全市結果は p37 参照

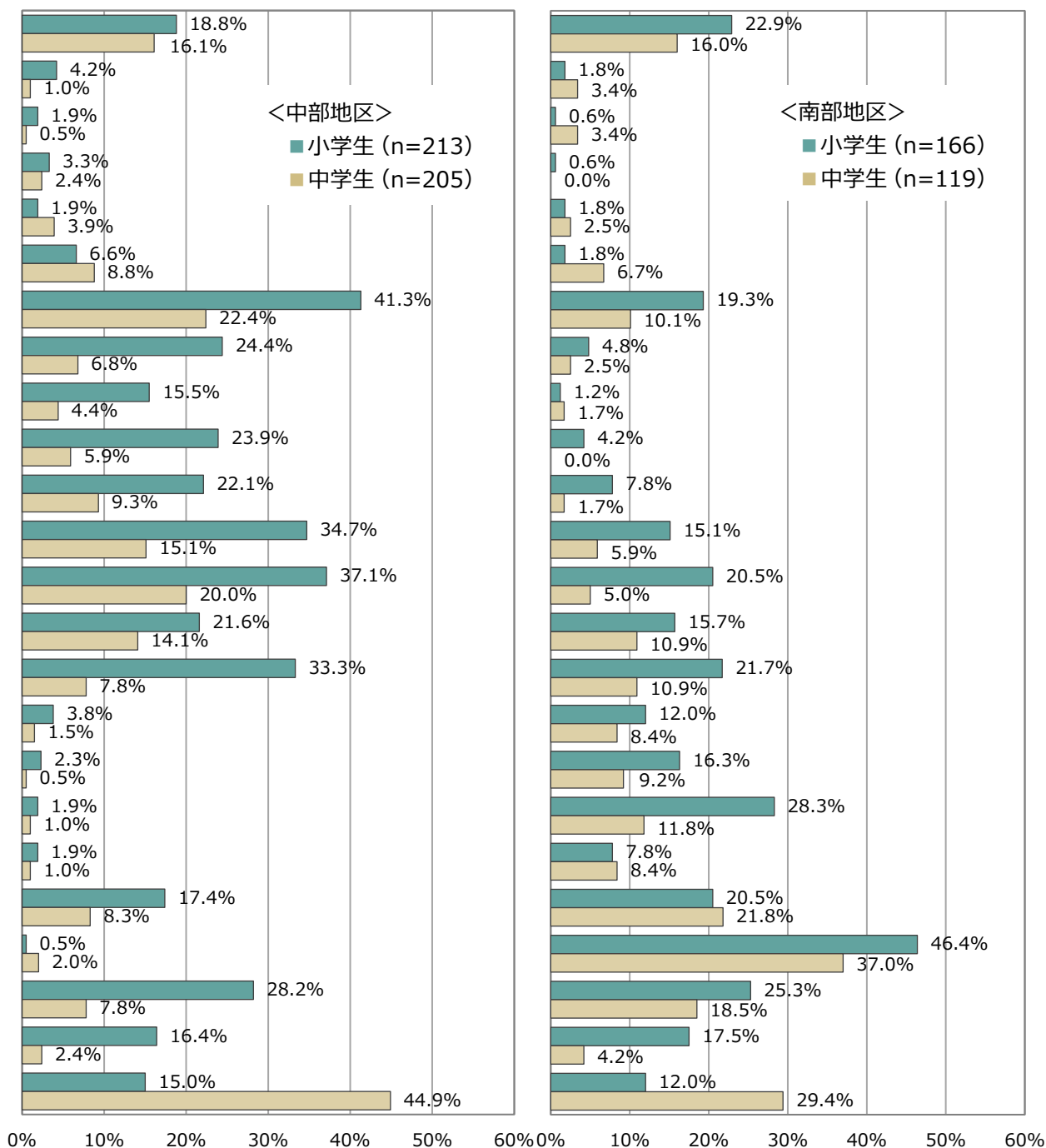
北部地区



- 「どこにも行かない」理由は、小・中学生ともに「行く時間がないから」、「興味がないから」、「家の中で遊ぶ方が楽しいから」「虫にさされるのがいやだから」「家の中で遊ぶ方が楽しいから」等が小中学生ともに多く挙げられている。

中部地区

南部地区

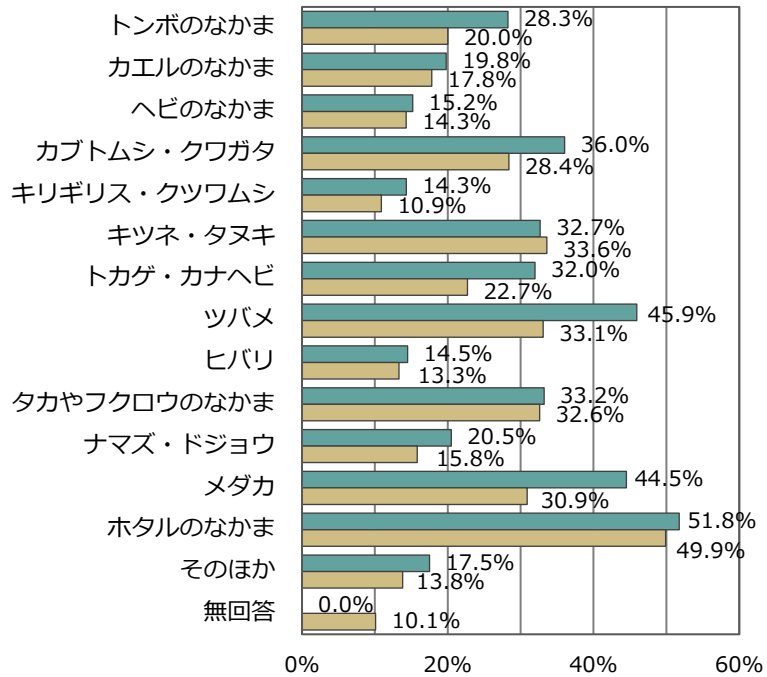


狛江市にすんでいてほしい生きものは？（複数回答）

■ 小学生（n=566）

■ 中学生（n=405）

・ 小・中学生ともに「ホタルのなかま」が最も多く50%前後となっている。ただし、1種のみには人気が集まることはなく、13種のうち、小学生では7種、中学生では5種が30%以上となっており、多くの種に関心があることがうかがわれた。

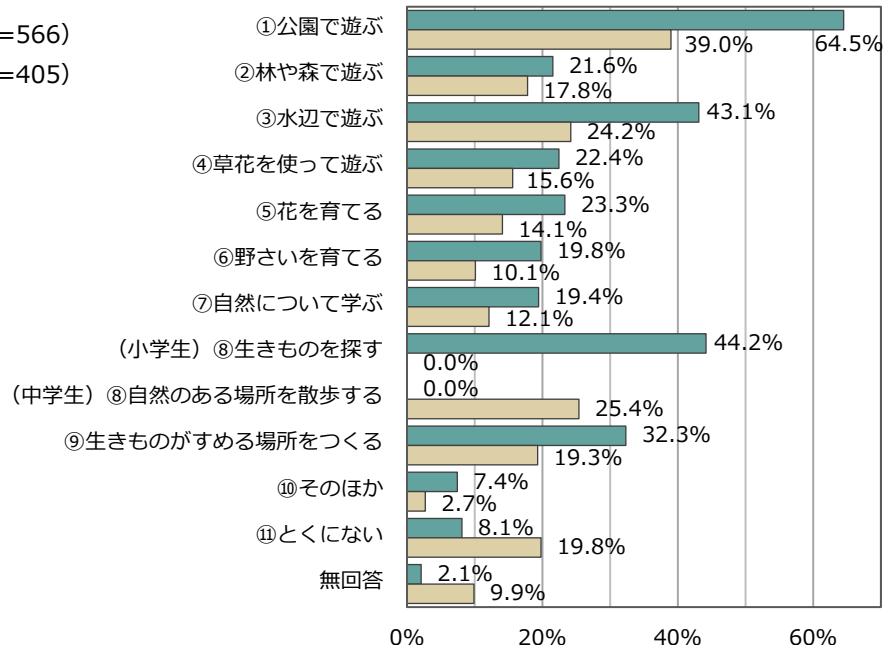


自然（緑や水辺）をどのように楽しみたい？（複数回答）

- ・ 小・中学生ともに「公園で遊ぶ」が最も多い。
- ・ 小学生では、「水辺で遊ぶ」、「生きものを探す」が40%を超えているほか、「生きものがすめる環境をつくる」が32.3%と、生きものへの関心が高いことが伺える。
- ・ 中学生では、全般的に各選択肢の選択割合が低く、特に「とくにない」との回答が19.8%を占める等、自然を楽しむことへの関心が低い傾向がみられる。

■ 小学生（n=566）

■ 中学生（n=405）



本戦略の制作に際し、市内で撮影した生きもの等の写真をご提供頂きました。

(敬称略・五十音順)

小川 保 (狛江市農業委員会)
杉本 一正 (野川とハケの森の会)
竹本 久士 (狛江水辺の楽校)
由井 敏雄 (狛江市在住)

イラスト 瀬下 亜希

登録番号 (刊行物番号)

H31-67

～水と緑といのちが輝く こまえ～

狛江市生物多様性地域戦略

令和2 (2020) 年 3 月

発 行 狛江市
編 集 狛江市環境部環境政策課
東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
電 話 03-3430-1111 (代表)
頒布価格 860円